特集・横浜の緑と保存の

都市における 緑

はじめに

都市は、種々の活動の集積によって成り立っている。活動は、生産、流通、サービス、そして、生活等である。これらの活動は、より集積で、生活等である。これらの活動は、より集積である。これが、都市のもつ、大きな原点の意味なる。これが、都市のもつ、大きな原点の意味なる。これが、都市のもつ、大きな原点の意味である。

要素にすぎないから、都市に生活するといって上、人間は機械ではなく、自然界の一つの構成しかし、一方において、人間の生活がある以

都市の環境は大きく利便的環境と自然的環境も、自然環境を無視することはできない。

相互に反する性格を有している。利便性が高まに分けて考えられよう。そして、この二つは、

れば、一方の自然性は失われてくる。

も異なってくる。

にすることは物的にも社会的にも不 可 能 で あ逆に、「都市に緑を」といっても、全体的に緑をほどこの二つの関係は緊張度を増してくる。

考えねばならない。
よって、緑のもつ意味、対処の方法は異なるとければならない。また、都市の形態、あり方にこうした前提の中で緑の問題を考え対処しな

り、意味のないことであろう。

の中での意味とはおのずと異なり、対処の方法緑の意味と、市街地が巨大に連担している都市に囲まれた都市のパターンで、その都市の中のに無積して都市があり、その周辺が農村、田園

くりの一つの軸として――について」考えてみ民――特に管理と負担、そしてコミュニティづ民――特に管理と負担、そしてコミュニティづここでは本市の現状の中での「緑のあり方」

一緑の機能

調査季報59-

-緑の機能

はじめに

緑とコミュニティ保全と創造への対応横浜の緑の現状

緑の機能と要素 表

要素

児童公園

近隣公園

自然公園

遊園地※

ゴルフ場

歩行者専用道

街路(自動車道)

(街路樹あり)

(街路樹なし)

運動場

学校

墓地

河川敷

同

田

畑

施設園芸等

山林(大規模)

同 (小規模)

屋敷林

⑤遊び、

散策、

休けいなどの場としては、

街庭

広場

スポーツ公園

機能

防防防防

風火ん音

+

+

Δ

+

+

Δ

+

C

景 ひ

観

+ Δ +

+

+

+ +

+ ++ +

+

+

++

+

+

+

+ + Δ

な

ん場

+

+ +

Δ

+ +

+

+

Δ

Δ

+

+

遊散

び策

+ +

+ +

 \triangle +

Δ

+ +

+

Δ Δ

+

Δ

 \triangle \triangle

 \triangle +

運

動

+

+

+ +

+

空気浄化

+

+

Δ

+

を指すし、狭い意味では、 おく必要があろう。 「緑」 「緑の機能」についてある程度明らかにして は 広い意味では、 「緑」として表現してきたが、 樹木・樹林を中心と オープン・スペース کاک

おかねば、実際に対応ができない。 け、そして、地域における機能の分担を考えて それは①限られた地域、 地域における現状の中で その中の限られた量 の 位 置 づ

中で考えねばならない。

2

の機能には

した自然的環境を意味する。

要なのは何であり、 のベストの対応は何かを明確にしておかねばな 求は多様であるから、 相反する部分がある。③住民の(生活上の) いろいろな機能があり、それぞれの機能間に、 どのような制約条件の中で どの地域において最も必 要

同時に、 歩専道)、広場、 それぞれは、 都市におけるオープンスペースの役割 固有の目的機能をもっているが 河川 池等々があげられる。

的)、山林(民有地)、 らないからである。 は広い意味では、 農地、 公園 道路 緑地 (公的 (主として 度

+ + +

庭(小規模) 境内林 ++ + + ※概して樹木少 〔備考〕+は機能をはたすと考えられるもの, るもの, △は前二者の中間 - は機能をはたさないと考えられ

の景観構成の機能は、

樹木等の植物と、

水

をはたしている。

②大気浄化の機能(植物の生理的機能、 ①防災的機能 緑の機能はおおよそ次のように考えられる。 (防火、防風、 防じん、

③景観構成の機能

物の吸着などの物理的機能

④避難場としての機能

る。 緑針葉樹か、 林の存在と、 成要素は、①防災的機能については、 ないしは厚み)と空間そのものの大きさとがあ って決まる。 これらの機能とそのオープン・スペースの構 ⑥運動・レクリエーションの場としての機能 ⑤遊び、 散策、休けいなどの場としての機能 広がりには樹林自体の広がり 落葉樹か)、そして、 その樹木の質(常緑広葉樹か、 広がりによ 樹木、 樹 常

物の生理的機能によるものであるから、 れらの存在による。 ②の大気浄化機能は、 主として、 樹木等の植 当然そ

施設の存在によるものであり、 て大きな意味をもっている。 樹木は要素とし

とになろう。 要素であり、 ④避難の場としては、 樹林の存在がその機能を高めるこ 空間の大きさが決定的

必

防音)

樹林等の存在は、 ずしも大きさは絶対的な条件ではないが、樹木・ 大きな要素である

要で、土地の広がりが重要な要素である。 ングのようなものを除き)の場としては、 中ではじゃまな存在ともいえる。 すれば、 でと逆に、樹木・樹林の存在は、原則として不 ⑥運動・レクリエーション(オリエンテーリ 樹木・樹林の存在は、 限られた範囲の 極言 ⑤ ま

る。 スペースといっても、 このように機能をみてくると一概にオープン 機能間に矛盾 がみられ

あろう。 ペース)の要素の関係はおおよそ表1のように って必ずしもあてはまらないものも、 考えることができる。 機能と具体的な都市における緑(オープンス ただし、 各々の形態によ 個別には

る性格と同様なことがみられる。 ここでも、 利便的環境と自然的環境の相反す

なる。 さに達するには、 る。 の管理に多くの労力、 壊されるし、破壊をさけようとすると守るため を中心とする自然的な性格は薄れてくることに 利用することを中心に考えると、 樹木は工業等の生産物と異なり、 自然自体も、 長い年月がいる。 多くの人の侵入によって破 経費を要することとな 樹木・樹林 ある大き

都市において、

さらにどの地域において、

ど

調整、 の機能に重点をおいて、また、市民の要求との スの配置を考えねばならない。 四囲の状況をみつつ、 オープン・スペー

公園 義の緑に対する必要性が高まるであろう。 だけではすまなくなり、自然的環境としての狭 巨大に連担して形成されるようになると、それ 広場等に重点をおけばよい。 に囲まれたところにおいては、 コンパクトに市街地が形成され、 運動公園等、また、都市的景観としての しかし、 児童公園、 周囲を田園 市街地が 近隣

横浜の緑の現状

Ξ

明確になっており、全体としては、 態をみると(都市の成立の過程は別として) 市であり、 街地は比較的コンパクトで、 は大きな問題でなかった。 今日、いわれているような緑の問 農村部とが比較的 緑豊かな都 形

図

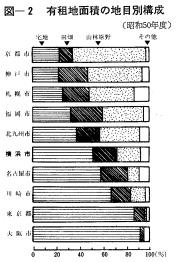
かも、 量の人口の流入、増大は、 な ク状に混在して存在する形になっている。 め いが) 都市の集積効果 L 現状では、市街地と山林・農地が、 かし、昭和三十五年頃からの急激、 全域にわたって、無秩序に市街 の反面 7 (都市的には効率的集積では イナスの集積が生じ、 市街地を拡大し、 化 モザ か を 限度 0 進 1

> をこえて、生活そのもののための自然環境の保 全が問題となってきた。

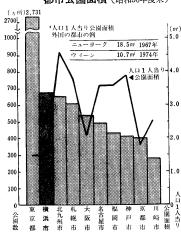
で東京都とともに最も少い。 公園面積でみると昭和五十年において一・五 では絶対量では比較的に多いが、 都市公園についてみると他都市との比較(図1) 都市施設として公共施設として作られている これは、 人口一人当り 絶対量を

横浜市においても昭和三十年以前の市域の

- 2



都市公園数と人口1人当り 都市公園面積 (昭和50年度末)



横浜市の公園面積 - 3

う。 減少はすすんでいる。 的環境が良いともいえる。 三七六人(昭和五十年)の状況からみても比較 中位にあり、 土地利用から都市的土地利用への転換によって くりのための余地があるということ がで きよ 三五三人、川崎市七、五一三人、名古屋市六、 一一人と東京都一四、八七八人、 Ш しかし、山林・田畑でみると、十大都市中の 林 国有林や寺社林などはなく、 ha 万人 農地の推移は、 人口密度一一平方キロ当り六、一 300 282.5 山林の状況は本市におい 人口増に伴う、 というより、 公園面積 250 大阪市一三、 ほとんどが 200

緑

の要素、

特に本市の特性

民

有 林

が 多

従

都市的視点の機能(ただし、予備的空間

1.5

1.3

. 29

年では五、八八九haになっている。 三十一年に一一、〇〇〇加余の山林が、 民有林であり、開発の影響を受けやすく、 五十一

がおいつかないことを示している(図2)。

ふやしても、

人口増により一人当りの量の増

加

等の必要量を二○㎡とした場合にも現段階では 山林だけでも確保は可能である 農地においても四十年約七、九三八加余、 これでも、仮に、市民一人当りの公園・緑地 二八三ha

山林

農地の三つで構成されているといえる。

急減しているもののその量は都市においては多 いといえる (図4)。 十五年約六、○○○㎞、五十年四、

と 四

保全と創造への対応

四

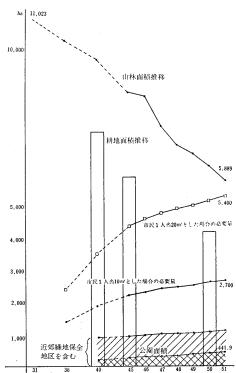
ク状に、 状の市街化の中で、 てみると、 農地の量が相当にある、全域のスプロ 山林・農地が存在している 大きく、都市公園・施設緑地、 大小種々の規模で、 モザ を考え 民有

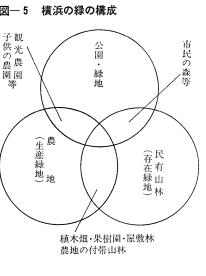
は高い。しかし、欠点は、恒常性に不安定であ 場としての機能が発揮し得るが、小さくなるに によって、 それが農業生産の場であり、その規模のあり方 ることであろう。 市の環境づくりの上でのこれらの持つウェー も種々の可能性を残しており、現状において、都 図2でみられるように山林・農地は都市的に 広い集団的広がりがあれば、 また農地については、 本来は

横浜市域における山林・農地の推移

150

人当公園面積





としては意味があろう)が低くなる。 対応としては、

図.

よりよい都市の緑を保全し、 能を発揮させつつ、また、相互の組合せの中で ①三つの要素の利点を生かし、それぞれの機 創造する。

設緑地をできるだけ多くする。 ②永続的なものとするために、 都市公園 施

化等によって増大させる。 なった方法を講じる。 ③狭義の緑の少い市街地内での緑の量を、 とくに市民と一体と 緑

保全のための緑の質の向上をはかる、が上げら ④市街地内で、樹木・樹林を主とした、環境

いては、他の方々の稿でのべられるであろうか これら具体的に今まですすめてきた施策につ

がありえたのも、

コミュニティ形成が必要であ 都市化の進展、

行政の

法

技術の水準、

管理の責任を要求されるので

ったからともいえよう。

たらどうかと考えて、一つの提案としておきた 園法等によると最低規模が決められる)とらわ 緑の少い市街地、 ら、ここで今後の問題として既成の古くからの 量感が表わされるような、 れずに、できるだけ小さいながらもまとまった 工場地帯の中に、規模に(公 都市林をつくり出し

五 緑とコミュニティ

され(極言すれば管理されすぎている)、費用 水道、 そして、周辺にある都市施設・ もってコミュニティが成り立っていたともいえ 必要性が薄れているのではないだろうか。農村 なっている中で、コミュニティを形成していく の負担も、公共管理が主であるために不明確に ミュニティづくりができないか考えてみたい。 社会では、主として、水田のための用水の配分 管理、 都市化によって農村的 コミュニティ は 崩 ここで、全く視点をかえて、 無関係な人々が高い密度で集積した都市、 良し悪しは別として、制裁としての村八分 公園、等々――は、 道路の管理、その他の連帯の必然性を 管理者によって管理 緑を軸としてコ 道路、下水、 壊

> ている。かりにあったとしてもサロン化してい を含めて、すべてが行政に移行し、その結果、 負担と技術的な専門分化だけでなく、責任問 完備とともに、次第に施設管理、管理費の行政 るのではないだろうか。 方ではコミュニティ形成の必然性を稀薄にし

などよりむづかしい。 けを目的としている住宅地域においては商店街 れを作り上げることはむづかしい。とくに住だ 先に述べたように、必然性が薄れている中でそ ュニティ形成がベースにならねばならないが、 まちづくりは、物的に作るだけでなく、コミ

中のものとして意識するように、

また、

こうした中では、管理をできるだけ、

住民の 利用者

道等を除いて車が通る機能のウエートが高く、 動き、物を運ぶための利便施設の役割とともに うすることは不可能であるし適当ではない。 使う場としては危険度が高く、当然、管理の方 子供の遊び場や、井戸ばた会議の場などの人の いえる。しかし、現代の車社会の中では、歩車 コミュニティ施設の大きな比重を有していたと ることも必要ではないかと思われる。 の負担をある程度明確にし責任をはっきりさせ とはいえ、現実にすべての施設について、 道路については、車社会以前の時期では人が

の物としていくことがのぞましかろう)。い(歩専道や緑道では原則として管理等を自己住民で管理し、責任を分担することはむづかし

る。

上水道・下水道、などは、施設そのものの性と水道・下水道、などは、施設そのものの性とまえば、自己管理、共同管理の必然性がうするまえば、自己管理、共同管理の必然性がらするまえば、自己管理、共同管理の必然性が

かしい。個人、そして地区、地域で管理することはむづ個人、そして地区、地域で管理することはむづたのように、生活・活動を支えている都市の

側なり、周囲の人々の注意によって相当にカバが、自然の中にひそむやむを得ない危険、使うさらに、危険の質も道路の場合などと全く違うもので、ある程度の安全性の確保は必要である設としての性格が強く、地域の密着度が高い。異なり、最も現代においても、コミュニティ施異なり、最も現代においては、前述の施設と

性質も道路の場合などと異なるものと考えられーし得る危険であろう。問題の生じる確率も、

は高い。
とくに、児童公園等は、その附近の住民及び

なりかねない。また、コスト(管理コストも含なりかねない。また、コスト(管理コストも含は、公園・緑地等においては、自然性から遠ざは、公園・緑地等においては、自然性から遠ざは、公園・緑地等においては、自然性から遠ざい非人間的なつめたいものとしてしまうことにけ非人間的なつめたいものとしてしまうことに対する。その結果として計画者、設置者としては、よりなるというでは、

緑―自然的空間―は当然に自然との間の危険 を含んでいる。そして、それをゼロには出来ない。ゼロに近づけるためには自然的でなくさね がのがある。そして、それをゼロには出来な

めて) も高くなってしまう。

程度、広く行われているし、愛護会などの形で に述べているだけではわからないし、やはり管 に述べているだけではわからないし、やはり管 理にどんな形にせよ参画する中で、理解が生 れ、コミュニティ形成、地域での責任ができ、 まちづくりができてくるのではないだろうか。 たんに行政に要求しているだけでは、まちづくり、コミュニティの形成は不可能であろう。 参画の場として、緑の問題は一つの軸になる 最も適したものの一つではないかと思われる。 最も適したものの一つではないかと思われる。

こうしたものが、広がり、理解が深められる一部管理しているものもある。

きたが、この「市民の森」の今後のあり方にも運営されるか、一つの試みとしてすすめられて市の三者が一体となって、どのように作られ、「市民の森」も所有者、利用者(愛護会)、ことが、今後の一つの方向であろう。

利用者自身、そして身近な人が節度をもって注目したい。